

2023年度受審対象校説明会後のQ & A

	質問内容 (Q)	回答 (A)
様式1	<p>学業達成率や国家試験合格率、就職率は「前年度」と記載がございますが、それ以外は、基本的に今年度のデータを記載することでよろしいでしょうか。</p>	<p>この審査の中で、「前年度」実績を求める部分がいくつか出てきます。様式1は、今年度のことを記載していただきますが、実習等に関しましては、今年度の予定ではなく、この春卒業された方々の「実績」で提出して下さい。そうすると学業達成率や国家試験合格率が同年度になって記載することができるようになっております。専任教員等に関しましては今年度の状況を記載して下さい。</p>
	<p>様式1-1専門図書の冊数について、これは理学療法科の蔵書冊数でしょうか。あるいは作業療法科など、本校他科の蔵書も含めての冊数を記載するのでしょうか。</p>	<p>貴学のすべての蔵書数を記載ください。</p>
	<p>様式1-1の記入要綱に「授業評価「有」の場合は、実施結果の資料を添付すること」とありますが、本校では年2回、すべての科目についてアンケートを行っています。年2回分のすべての科目のアンケート結果について資料が必要でしょうか。アンケート内容のサンプルと併せて、実施結果がどのように集計・明記されているかを1科目サンプルで資料としてつける形でもよろしいでしょうか。 ※本校では授業評価アンケートを年2回実施しておりますが、結果を1科目、1枚でデータとして保管し、担当教員にFBしております。年2回分の全科目の実施結果(集計結果)を資料としてつけると膨大な資料になるため問い合わせさせていただきました。</p>	<p>ご質問にありますように「アンケート内容のサンプルと併せて、1科目のサンプルを資料」としてご提出ください。基本的には、書面調査で、授業評価が実施されているかの確認を行い、実地調査において集計結果の内容確認(保管されている形式で構いません)ができ、ご説明いただくことができれば問題ありません。</p>
	<p>図書記入要領には、専門図書は「設置時から前年度までの冊数(図書台帳と一致)」と明記されておりますが、学術雑誌は、設置時から前年度まで、あるいは前年度のみどちらで記入すればよろしいでしょうか。</p>	<p>学術雑誌は、前年度のみの記入で、様式6と一致した内容となります。</p>
	<p>様式1-1:2校舎等建物について、この専用と共用の違い。トイレはその他でよいのか。</p>	<p>専用は、その学科あるいは専攻だけで使用し、共用とは複数の学科・専攻等で使用する場所としてご記入ください。トイレはそのほかで結構です。</p>
	<p>施設長(学院長)は、全学科で1名です。その場合は、「専任」で宜しいでしょうか。</p>	<p>施設長に関しては、対象となられる方の雇用の状況が「専任」であれば「専任」として差し支えありません。</p>
	<p>校舎等建物にて、全学科の教員室を1つの部屋としている場合は、「共用」になりますか?又は、教員室として専用の用途であれば、「専用」で宜しいでしょうか。</p>	<p>課程単独の部屋の場合を「専用」とし、複数の学科・専攻等が使用しているのであれば「共用」としてご提出ください。</p>

<p>様式1-2 (10)、様式8 (23) 基準V-1についてですが、学年進行中で卒業生がないため、学業達成率や国家試験合格率等の実績がありません。様式1-2 (10)は無記入でよろしいでしょうか。(10)の下にあります参考資料についてもお教えいただけますか。様式8 (23) 基準V-1の自己点検評価は2①を満たしているに該当するのでしょうか。最後に、初歩的なことで大変申し訳ございませんが、そもそも学年進行中の場合も受審できるのでしょうか</p>	<p>学科新設に伴うご質問ということでお応えします。 学年進行中の場合、3年制の場合は2年次まで、4年制の場合は3年次までの進行中では審査を受けることができません。今年度卒業生を出す際、新設校の扱いで受審することができます。 新設校の扱いとして書類作成をお願いしております。この場合、最高学年(年度末に卒業予定)が入学してからこれまでの間に実施した事柄を記載していただきます。その際、ご質問にありますように最高学年の実習、学業達成率、国家試験合格率等は未実施の状態になります。すでに実習地が確定しており、学生配置も済んでいるのであれば、その書類と実習前の実習施設との会議等の日程等関連することの実施予定がわかる書類であれば問題はありません。ただし、実地調査の際、場合によっては一部あるいは全部の実習が終了していることも可能性があります。その際は、実地調査の際にご提出いただき、ご説明いただくことになると予測します。 もう一つ、設置申請の場合、貴学では指定規則に対応したカリキュラムであったかに留意しなければならぬと思います。設置申請時から後に指定規則改定になったとすれば、カリキュラムが2つ存在する可能性があります。その際は、新しいカリキュラムで稼働している学年の学生便覧等を一緒にご提出いただけますようお願いいたします。</p> <p>様式8 (23) 基準V-1の自己点検評価の記載は、現況をご記入ください。該当数字はまる(○)で囲めないと思いますので空けておいてください。評価員も状況が理解できるとしますので、情報共有できるように努めます。 なお、作業療法士養成課程におきましては、日本作業療法士協会で、このJCOREの審査と並行して世界作業療法士連盟(WFOT)の教育水準審査を行っております。第1期の卒業生から世界基準を満たしている養成校の出身となると世界各地での再度の教育を受けずに、その国の作業療法士としての力量の審査を受けることで有資格者として認められます。学生募集にも有効であろうと推測します。</p>
<p>記入要領には、「最新の概況を記入する」と明記されておりますが、理学療法士作業療法士養成学科の状況のみでしょうか。それとも、学部が対象となるのでしょうか。</p>	<p>学部全体ではなく、理学療法士、作業療法士養成学科の状況で記入してください。</p>
<p>教室及び実習室登に関する事項について、基礎作業療法実習室は3室以上必要となりましたが継続審査で既存の施設の場合でも3室内と基準を持たさないということでしょうか?分割や増築もできない場合どうなりますか? これら基準を満たしていない項目(1)が1つでもある場合は認定は受けられないのでしょうか?</p>	<p>ご質問の通りで、これは、厚生労働省による指定規則の変更ですので、各養成校が独自に改善していくことが求められるものです。場合によって措置期間が設けられていると思います。JCOREでは、現状を調査し判定するもので、もし、仮にこの項目に1がついたとすれば、その年は認定を受けられないとは異なり、判定結果が適合とはならないということです。</p>
<p>2021年度入学生までは4年制課程でしたが、2022年度入学生より3年制課程へ変更しました。したがって、2023年度は3年制課程(1、2年生)と4年制課程(3、4年生)が混在している状況です。以上より、様式1-1の修業年限をどのように記入すればよろしいでしょうか?</p>	<p>お手数をおかけしますが、旧カリキュラムの状況と、現カリキュラムの状況がわかるようにそれぞれを分けていただく等、評価員にわかるようお出してください。他の様式においても同様に、現状2つのカリキュラムで運用されていらっしゃる内容が、確認できれば問題ございません。</p>

様式2	「教育に関する研修及び担当科目に関する個人の研究業績」の一例として学会での発表が載っていますが、執筆した論文のタイトルやそれが載っている雑誌名を書くことはよいでしょうか。	結構です。
	通年科目の記載はどうしたら良いでしょうか。表は、前期科目、後期科目に分かれています。しかし、前後期を通して履修する通年科目があります。例えば、本学の通年科目である卒業研究3単位は、前期2単位、後期1単位のように記載するのか、後期に3単位とするのか、通年の表枠を作って記載するのか、などご指示をお願いします。	通年科目があった場合の記載に関しましては、確たる書式を準備できておりませんので「前期2単位、後期1単位」のように記載いただきたく存じます。
	臨床実習は、実習指導者の行う部分がありますが、科目に関わる単位は教員が行ったこととして記載して良いでしょうか。	単位認定のことでしたら、貴学の取り決め通りで結構です。
	オムニバス授業の1週間当たりの担当時間数の算出方法を教えていただけますでしょうか？記入例では、オムニバス以外の教科は、担当時間数を15(週)で除いた数字となっていますが、オムニバス授業は総時間で除しているようです。オムニバス授業だけ、総時間で除すのでしょうか？その場合、同一学年でオムニバスとそれ以外の教科を合わせて担当している場合、2段に分けて記載した方がよろしいのでしょうか？	オムニバス授業の場合、ご担当頂いた時間を和して下さい。記載は合算で結構です。分けて記載される必要はありません。
	学科・課程教員表(専任)の下段に「教員研修会(受講年度)」とありますが、この研修は何をさすのでしょうか？	厚生労働省の指定している「教員に対する指定講習会」です。
	「教育に関する研修及び担当科目に関する個人の研究業績」の一例として学会での発表が載っていますが、執筆した論文のタイトルやそれが載っている雑誌名を書くことはよいでしょうか。	結構です。
	様式2-1:学科・課程教員(専任)について、長期講習会(受講年度) 教員研修会(受講年度) 専任教員養成講習会の3つの区分の違いが分からないので具体的な内容を教えていただきたいです。	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会が、通称「長期講習会」と呼ばれ、一般的には「専門学校」では、教員採用前あるいは採用後、受講を養成施設から勧められているケースが多く見られます。今回の指定規則改定の契機となった「教育の質」の担保に欠かせないものと捉えられているものです。「教員研修会」に該当するものとして、「臨床実習指導者実践研修制度における臨床実習指導者研修会」があります。その他、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A(令和元年5月29日改訂版)【II-3教員に関する事項について】も参考にされると良いかと思います。このような研修制度等は、理学療法士・作業療法士それぞれの専門的なものが異なっております。学内の教員の方々との情報共有をお勧めします。
	様式2-2教員(兼任)につきまして、1人の教員が複数科目を担当している場合の記載方法ですが、1行に複数科目を記載する形で良いでしょうか。又は1行1科目とし、担当教員名を複数回記載の方がよろしいでしょうか	1行1科目として担当教員名をご記入ください。
	様式2-2(教員(兼任))に関する記載内容について、1科目に対して非常勤講師等が2名以上担当した場合、1行中(1セル中)に2名を連名で記載してよろしいでしょうか。また、同所属学部で他学科(理学療法学科教員など)の教員も記載対象となるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
	様式2-2(教員(兼任))に関する記載内容について、複数の非常勤講師が同じ科目を担当している場合は、非常勤講師の数だけセルを作成し、担当科目名は同じにするという記載方法になるのでしょうか。	科目を主にご記載ください。科目名が異なる場所に同じ先生のお名前が記載されることになります。
	様式2-1学科・教育課程表の注2で評価該当年度における担当科目を記載するとあります。本学では令和5年度から教育課程を一部変更しますので、4年から2年までは旧教育課程、1年は新教育課程により記入するという理解でよいとお尋ねします。	ご認識の通りです。従いまして、お送りいただく書類(学生便覧やシラバス等)によっては、2種類ご用意いただくことになります。
	様式2-2は、受診年の情報での記載の場合、後期科目の担当者が未定の部分がありますが、その場合はどのように記載すべきでしょうか。	現状で未定のごことは臨床実習先の指導者も同様であり得ることですので、未定の部分は未定としてご記載ください。書面調査期間中あるいは実地調査においてお尋ねする可能性があることはご了承ください。

<p>様式3</p>	<p>様式3-1（基礎科目と担当教員）に関して、本学は総合大学であるため、一般教養科目として選択可能な数十科目が開講されているのですが、そのすべてを記載する必要がありますか。または、専門に関する基礎科目（心理学や公衆衛生学、社会学など）のみの記載でもよろしいでしょうか。</p> <p>様式3-1・3-2・3-3において、授業形態を記載する欄で、講義と実習どちらにも当てはまる場合は、どのように記載したら宜しいでしょうか。（どちらも記載してよいのか？もしくは多い方を記載するのか？）</p>	<p>お尋ねの件は、一般教養系の科目群のことを指しており、専門に関する基礎科目とは異なる分類となっております。本来的には一般教養系の科目群全てが該当になるかと思いますが、現実的に貴学部あるいは学科・専攻の在籍学生の皆さんが履修登録される（できる）科目を記載してください。書面調査あるいは実地調査の際にお尋ねすることになる可能性もありますが、単位数が確認できるようになっていれば問題とはならないと思います。</p> <p>単位認定する際、講義・演習の場合と実習・実技の場合は時間数が異なっていると思われるかもしれませんが、これは貴学における取り決めに従ってご記載ください。不明な点があった場合は、先ほどと同じように書面調査期間あるいは実地調査の際にお尋ねする場合がございます。</p>
<p>様式4</p>	<p>「様式4については、提出年度に卒業する学生が受けた臨床実習の内容」と書いてあるので、2023年4月時点で4年生の学生のことについて記入すればよいのでしょうか？</p> <p>各臨床実習を行う学年と単位数を記入する様式4ですが、本校では「在宅（訪問）リハビリテーション」は従来の見学実習・評価実習・総合臨床実習の中で行っています。しかし、実習施設によっては在宅サービスを行っていない場合も多く、すべての学生が同じ学年で履修ができないことがあり、学生によっては学年をまたいで行うケースがあります。例えば、2年次の評価実習（2日間）と3年次の総合臨床実習（3日間）を合わせて1単位（5日間）となることがあります。このような場合の記入方法はどのようにすればよいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。2023年度に最終学年の学生が、過年度までに行ってきた実習、また2023年度に行う臨床実習についてご記載ください。</p> <p>年度またぎや分割されたものを合算することによる単位認定が可能かどうか監督官庁あるいは都道府県へ確認されておりますでしょうか。様式の記載にあたっては事実がわかるように補足資料等も含めてご提出ください。あわせて法令上の解釈についてのエビデンス資料を併せてお示し頂く可能性はありますことを申し添えます。</p>
<p>様式5</p>	<p>「認定資格」の項目について言語聴覚士ではどのような資格が該当するのでしょうか。</p> <p>「専門資格」の項目について言語聴覚士ではどのような資格が該当するのでしょうか。</p> <p>様式5では実習種別と実習期間ごとにまとめるようになっておりますが、例えば総合臨床実習では3期ほどに分かれており、ある指導者は1期で2名、3期で1名など幾人かの学生を受け入れているなどもあります。その場合、様式5をまとめてすべての期を通算して人数を表し3名+他校の人数とするのか、それとも期ごとに様式5を作成し提出するのかをご教示ください。</p> <p>様式5（臨床実習指導者）について、現時点で臨床実習は新型コロナウイルス感染症の影響により、学内実習となっているが、学内実習における実績を踏まえて記載すべきか。それとも、文科省に登録済みの実習施設を念頭に指導者を記載すべきか。</p> <p>臨床指導者（様式5）に関してですが、対象となる指導者は現在4年生（最終学年）実績とあります。本学では5月～7月に実習が予定されております。これも対象に含めるのでしょうか？或いは既に終了した実習のみが対象となるのでしょうか</p> <p>様式5-1 臨床実習指導者表、※9協会認定：該当協会の認定する臨床実習施設の有無を記載する ※10病院機能評価：認定病院の有無を記載する とありますが、これはどのような施設、病院にあたりますでしょうか。</p> <p>下記理由により、指導者からの回答が無い施設が2件ほどあります。理由①当時担当だった指導者が退職され、施設側で転職先も分からない。理由②施設が閉鎖していて、連絡が取れない。上記理由により施設からの回答が得られない場合、様式5へは、「指導者退職のため未回答」等の記載で対応させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>様式5の記載について言語聴覚士学科についてお伺いします。*9協会認定についてですが、該当協会の認定する臨床実習施設の有無を記載する となっております。この場合、日本語聴覚士協会が認定する臨床実習施設になると思ふホームページ等で確認したところ、そのような施設に関する項目が見当たらず×表記となると解釈しております。他養成校様からも同様の質問がありますでしょうか。</p>	<p>日本語聴覚士協会 認定言語聴覚士 が該当します。</p> <p>言語聴覚士では日本語聴覚士協会が定める専門資格がありませんので、全員「×」として記入します。</p> <p>ご提案のいずれの書き方でも、了となりますが、書面調査の際に評価員からは期ごとにまとめられ得たほうが理解されやすくなるかと思います。</p> <p>学内実習における実績をご記入ください。</p> <p>臨床実習の内容に関しましては、養成校の各学科あるいは専攻におきまして、それがどこでどのように行われてどなたが指導・評価されたかが記録されていると捉えております。 新設校ではなく継続校の場合、この春卒業された受審する年度に最高学年となる学生がこれまでに受けてきた臨床実習及び今年度受ける臨床実習1年から4年まで実践された臨床実習記録が記録提出の対象となります。</p> <p>書類の様式に関しましては、基本的に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成校全てを網羅する形で作成しております関係で、部分的にそぐわない状態が生じることがございます。今回のご質問の件について*9は、公益社団法人日本理学療法士協会においては、臨床実習指導施設認定制度が設置されておらず、記載の必要はございません。</p> <p>「指導者退職のため未回答」としてご提出ください。</p> <p>はい。日本作業療法士協会には存在しますが、日本理学療法士協会、日本語聴覚士協会にはありません。それぞれの養成課程の特徴が反映される箇所です。仮に、その欄が記入されない事は、他の受審対象校にとっても同様の取り扱いになりますので、貴学の言語聴覚科に特に不利益がかかることは想定しておりません。</p>

<p>「様式5-1」に関して【*9 協会認定：該当協会の認定する臨床実習施設の有無を記載する】とありますが、公益社団法人日本理学療法士協会においては、臨床実習指導施設認定制度が設置されていないかと存じますが、本学の各臨床実習施設に対し、こちらの項目の確認は必要でしょうか。また、各都道府県理学療法士会もしくは理学療法士協会において臨床実習指導施設認定制度が設置されている場合は、そちらの情報を確認するという事でしょうか。</p>	<p>書類の様式に関しましては、基本的に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成校全てを網羅する形で作成しております関係で、部分的にそぐわない状態が生じることがございます。 今回のご質問の件については、公益社団法人日本理学療法士協会においては、臨床実習指導施設認定制度が設置されておりませんので、記載の必要はございません。</p>
<p>各養成校の臨床実習施設名および関連する情報は、HP等で公開されるのでしょうか？されるとしたらどの範囲までの情報が公開されるのでしょうか？</p>	<p>一般的に第三者評価を受審した場合、結果を公表することになっておりますが、公開されるものとしては、判定結果、コメントの類となります。</p>
<p>「様式5 *3の質問項目」について、記入要領では「同一施設に臨床実習指導者が2人以上いる場合、代表者1名について記載する」と説明がありますが、従って、「施設を代表する実習指導者1名について記載する」と解釈しておりますが、それでよろしいでしょうか。提出書類は実習区別に記載するようになっておりますので、「実習区別に、学生を担当した実習指導者の代表者」でなくとも構わないと解釈しております。ご回答くださいますようお願いいたします。</p>	<p>当初、書式5においては、一つの書式に全ての形態の実習について記載することになっていました。 その場合、例えば「見学実習」であった場合、系列の病院等では学生80名を受け入れ、小グループに分けて部門別の見学などを行なっておりました。そういった場合の記入方法として、小グループごとに引率した方のお名前を列挙することの煩雑さを回避するために、統括されている方あるいは責任者の方などが代表して記入されておりました。また、臨床実習においても、メインバイザーとケースバイザー数名によって行われる場合もありましたので、そういった場合も上記同様の記載方法をお願いしております。</p>
<p>様式5（P27）について *2の丸数字③は契約施設とするは何をさしているのか？○囲いのない数字は何をさすのか？</p>	<p>厚生労働省の「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A」●主たる臨床実習施設について の 問VI-21 に記されています「主たる実習施設は、『養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること』をもって説明しますと、契約していることを示すものとして丸数字を用い、○囲いのない数字は「通し番号：数」を意味します。</p>
<p>様式5（臨床実習指導者表）に関して、新型コロナウイルス感染拡大による影響で学外施設での実習が出来ず、学内で代替実習を行った学生の場合の実習指導者等の記載は、学内実習の遂行に関わらずすべての教員及びご協力いただいた他施設の作業療法士を記載すればよろしいでしょうか。または、代表教員1名を記載するほうがよろしいでしょうか。</p>	<p>各学生に対しての代替実習ですので、学生名（仮名で構いません）に対し、担当した教員名でお願いします。</p>
<p>様式5（臨床実習指導者表）に関する臨床実習指導者名等の記載内容は、2022年度（2023年3月卒業）卒業生に対して行った各実習（見学実習・評価実習・長期実習等）との認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>これは、2023年度、つまり今年度実施予定の臨床実習が対象となります。従いまして、書面調査時点では、まだ未確定な部分が存在する可能性があります。書面調査期間あるいは実地調査の際、改めて状況確認を行うか、実地調査後に確認作業を残す場合もあります。</p>
<p>様式5 臨床実習指導者表の記載 旧カリキュラムの学生がいる関係で旧カリキュラムでの情報も提出するが、実習指導者の要件が新カリキュラム前のもとなるため、様式8の判断基準において、要件上、減点対象とならざるを得ないのか</p>	<p>旧カリキュラムという状況がわかればそれに応じて評価を進めます。</p>
<p>様式5の表の一番右側に『同時担当の学生数*13』とあります。*13を確認すると『同時担当学生数：担当者が同時期に複数の学校養成校を受けている場合には合算する』と記載があるため、一度に2校以上の学生を担当していない場合はすべて「1」という理解でよろしいでしょうか。『同時担当学生数：担当者が同時期に複数の学校養成校を受けている場合には合算する』の意味合いが知りたく存じます。</p>	<p>臨床実習に関しましては、PT・OT・STの要件とが非常に異なっております。しかしながら、本機構の提出書類は、現状同様の書式を兼用して持ち要らざるを得ない状況にありまして、次のクールにおいて改善を計画しているところです。さて、この表記に関しましては、特に作業療法士養成施設において求められるものです。作業療法士養成のための臨床実習指導者は、申告によりOT協会からポイントシールが与えられます。その際、最大2名までの指導が可能であり、同時期の別の養成校からの実習生を担当した場合、二重請求に当たる可能性があるため、このような表記にしております。ご質問については、同一学校から2名同時担当している場合がありますので、それによって1名あるいは2名となります。</p>
<p>様式5-1～5-3 臨床実習指導者表 STでは、「専門資格」「協会認定」が現時点で定められていません。これらについては、すべて「無」と記載して良いでしょうか。</p>	<p>専門資格および協会認定につきましては、「無」で構いません。その他の項目については記してください。</p>

<p>様式8</p>	<p>様式8は前回から様式が変わり全てのフォームに、その根拠となる書類等の記述を求めています。一方、認定審査のためにダウンロードした書類のP70「実地調査(ZOOM)時のチェックシート」に一覧表があり、事前準備の欄に「◎」「○」「未記入」がありこの実地調査における調査項目の説明文に下記表で「事前準備」欄の◎の内容につきまは様式8「自己点検評価報告書」の『該当項目の判定基準を示す資料をご準備下さい』と記載されています。この件について、書類審査の際の事前提出書類に含めるものはどこまでなのかご教授ください。◎のついた評価項目の中には判定根拠の提出が難しい性質のものも含まれています。勿論、全て判定には、その判定に至る根拠があります。現地調査時には閲覧できるように準備が必要と認識しておりますが、p70の表題は実地調査(ZOOM)時のチェックシートとあります。そこから類推しますと、この項目は実地調査時に必ず確認するものの位置づけで、事前提出資料には含まないとの解釈もできます。この解釈でよいのでしょうか？</p>	<p>次に、実地調査(ZOOM)時のチェックシートの関しましては、実地調査に赴く場合、よりスピーディに、そして簡潔かつ円滑に進めるために事前にご準備いただけるようお願いしております。上記しましたように、様式8の根拠資料を求めるために、事前準備の欄に「◎」「○」「未記入」として表現します。この場合は、必ずしも「不備」に対する内容確認だけでなく、「優れた点」として確認すべき点も含まれております。今までの経験として、養成校側の判断と機構側の判断が異なる場合が「不備」だけでなく、「優れた点」に関しましても散見されました。ピア・レビューの精神から、養成校側では「当然」と思われているところが機構側からは「優れている点」として認めたいところであることを確認することもあります。</p> <p>従いまして、基本的には、受審校では、25項目の判断根拠として提出するものをご提出いただき、審査側からは調査内容として満たしているか否かを判断する根拠として書面調査を行い、場合によっては実地調査の前に事前に資料の追加提出や内容確認を行う場合も生じます。その上で、実地調査(ZOOM)時のチェックシートとして見える化して実地調査(場合によってはZOOM)に臨む手順を踏むこととなります。この項目は、事前提出資料を整えられ、提出された資料が重要であり、「不足」あるいは「優れた点」としての情報共有するものの位置づけとして捉えていただきたく存じます。</p>
<p>様式8(自己点検評価報告書)「基準II-1」について、学科の長が医師の場合は選択肢「2(学士の学位)」を選択するよう指示があったと記憶しているが、如何か。</p>		<p>ご認識の通り</p>
<p>様式8(自己点検評価報告書)「基準II-2」について、判定基準③にある「必要な教育・研修」とは何か。</p>		<p>具体的には、いわゆる長期講習会、PT/OT/ST専門・認定講習会、その他、関連する専門技能資格等の研修を指します。各専門職によって異なるものなので、教員の皆様と情報共有を進めてください。</p>
<p>様式8：自己点検評価報告書基準II-2教員の要件についてです。判定基準①の指定講習会とは具体的にどの講習会を指しているのでしょうか。</p>		<p>判定基準①は、①指定規則で定める基準が遵守されていると表記してあります。上記の回答にもありますように、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会等を意味します。このような研修制度等は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士それぞれの専門的なものが異なっております。学内の教員の方々の情報共有をお勧めします。</p>
<p>「教員研修会(受講年度)」こちらは指定の教員研修会などはございますでしょうか。</p>		<p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会が、通称「長期講習会」と呼ばれ、今年度が49回目になります。一般的には「専門学校」では、教員採用前あるいは採用後、受講を養成施設から勧められているケースが多く見られます。今回の指定規則改定の契機となった「教育の質」の担保に欠かせないものと捉えられているものです。</p> <p>「教員研修会」に該当するものとして、「臨床実習指導者実践研修制度における臨床実習指導者研修会」があります。その他、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A(令和元年5月29日改訂版)【II-3教員に関する事項について】も参考にされると良いかと思います。</p> <p>このような研修制度等は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士それぞれの専門的なものが異なっております。学内の教員の方々の情報共有をお勧めします。</p>
<p>基準II-1判定基準①学士の学位を有する者、またはそれに準ずる学識・教育・研修修了者であるがありますが、「それに準ずる学識・教育・研修修了者」とは、具体的にどのような者を指すのか教えてください。</p>		<p>教育歴、協会等が催す研修会への参加状況、論文等の発表内容などの業績類、それに、認定あるいは専門療法士などの取得状況等をご記入ください。</p>
<p>基準V-1について、新設校の場合、自己点検評価の結果等は①教育成果の点検等が学生にFBされているかについて記入すれば宜しいでしょうか。また、教育成果について具体的な内容を教えてください。</p>		<p>判定基準①及び、②についてご記入ください。②の学業達成率については、様式1-2の10、*17の最初の説明書きに沿ってご記入ください。</p>
<p>様式8の全ての判定基準について、①最低レベル、②上位レベル、③最上位レベルという判断で宜しいでしょうか。</p>		<p>ご認識の通りです。</p>
<p>基準II-2教員の要件②「専任教員は全員が協会員である」となっておりますが、PT,OT以外の教員がいる場合にはどのようなのでしょうか。それともPT,OTの教員が協会員か否かという基準でしょうか。</p>		<p>PT,OT,STの専任教員についてお尋ねしております。別紙様式2-3を参照ください。</p>
<p>基準V-1：教育成果の判定基準の③に関して、国家試験合格率全国平均は新卒者の全国平均と考えてよろしいでしょうか。</p>		<p>はい、2022年度実施分含めて過去3年の平均値です。PT・OTは第56、57、58回の国家試験結果の平均を記載して下さい。</p>

<p>基準Ⅱ-5の判定基準②と基準Ⅱ-6の判定基準③について、本学園の事業計画書や事業報告書に記載されていますが、エビデンスとしてその記載のあるページのみコピーして添付すればよろしいでしょうか？</p>	<p>判定基準を満たすかどうかを提出資料から判断できるものであれば構いません。ただし、書面調査期間あるいは実地調査時に追加で確認をお願いする可能性があるということをご理解ください。</p>
<p>基準Ⅴ教育成果のスライドのエビデンス・資料の欄には、「新卒者合格率⇒過去3年間の平均値 2019、2020、2021年度」と赤字で記載がありました。いずれがよろしいでしょうか？</p>	<p>様式8のスライドに誤りがございました。ご指摘のとおり過去3年とは、継続校の場合2020年、2021年、2022年の結果をご記載をお願いします。</p>
<p>基準Ⅱ-2について、令和5年度の人員基準を満たすことが難しいため、上記の事情を考慮頂き、令和6年度に体制を整えたうえで評価頂きたいと考えている。</p>	<p>審査を1年遅らせることに関しましては、貴学のご判断によるもので、審査を行うJCOREから申しますと受審の「辞退」という認識になります。次年度受審されて、適合されたとしても認定期間に1年の空白期間が生じることになります。</p>
<p>基準Ⅵ-1の判定基準③学校養成施設レベルの解釈については如何か。</p>	<p>学校ごとに併設する学部学科は異なるかと思えます。その中で文字通り学校養成施設レベルとして受審過程がどのように社会貢献に関わっておられるかについて自己点検をお願いできればと存じます。</p>
<p>基準Ⅳ-2学生・学修支援で目安箱の設置ということが上がっていたのですが、この場合学生の匿名性を保つ必要がありますか</p>	<p>教育機関の使命として、学生の要望、期待に応えるべく何らかの対策が必要となると思います。そして、学生の不利益にならないような配慮は大変重要で、必要なことであると思います。守秘義務の観点やコンプライアンス、ハラスメント防止対策に通じる概念であろうかと思えます。施設・設備も同様で、満足度調査や分析結果に関して、学生の意見等を尊重し汲み上げ、支援する体制を整えることが求められています。</p>
<p>4 基準Ⅱ-3教員数と教科目 判定基準①に記載されている実習調整者は、STの場合、現時点で定められていません。そのため、「指定規則で定める教員数が確保されている」という従来の解釈で自己点検を行って良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>14基準Ⅳ-4教育内容 判定基準①「改正カリキュラムが適正に運用されている」は、PTOTに該当し、STは該当しない内容です。この場合、①の基準は満たさないとことになるため自己点検評価は「判定1」と捉えて良いでしょうか。</p>	<p>言語聴覚士養成施設では、①を「現行カリキュラムが適正に運用されている」と読んで自己点検を実施して下さい。その上で、②と③を満たしているか確認し自己点検評価を確定してください。</p>
<p>20基準Ⅳ-10臨床実習施設の条件 判定基準③「協会認定または病院機能評価などの認定施設が50%以上確保されている」は、STにおいては協会認定が定められていないため、「病院機能評価等の認定施設が50%以上」を基準に判定するというで良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>21基準Ⅳ-11臨床実習施設の数と種別 判定基準③「主たる臨床実習施設が確保されている」は、STにおいては現時点で「主たる臨床実習施設」や「契約施設」が定められていません。そのため、判定基準③は該当しないとなり、自己点検評価は「1～3のいずれか」と捉えて良いでしょうか。</p>	<p>言語聴覚士養成施設においては、指定規則上「主たる臨床実習施設」を確保しなければならないと定められていません。しかし、養成施設の努力で「主たる臨床実習施設」を確保され臨床実習を行っている場合があります。このようなケースでは自己点検評価において、「③主たる臨床実習施設が確保されている」と判断することができます。したがって、言語聴覚士養成施設においても基準Ⅳ-11の自己点検評価は、1～4で行ってください。</p>

<p>その他</p>	<p>添付ファイル①を作成したのですが、単位数の総計が151単位となりました。その後、添付ファイル③の作成に入ったのですが、項目9「教育カリキュラム」の記入例を見たところ、単位数の総計が128単位となっております。そこでご質問ですが、添付ファイル②の記入例には「必修科目のみ」が記載されておりますが、選択科目を入力する必要は無いのでしょうか？本学科の卒業要件単位数は「125単位以上（内必修118単位、選択7単位以上）」となっております。本学科の「125単位以上」と、添付ファイル③【記入例】の「128単位」はとても近い数値のため戸惑っております。添付ファイル③の*16には「様式3-1・3-2・3-3、およびシラバスの整合性があるように記入する」との注意書きがございます。</p>	<p>お尋ねの151単位は、貴学において学生に提供されている単位数だと思います。学生さんは卒業に必要な単位数を履修登録されるはずで、提供されているのが記載されていれば、必修、選択、配当年次も理解できます。</p> <p>選択科目が記入例にないのは、もしこちらの例が、受審校と合致しない場合、説明することが必要になりますし、混乱を招きかねません。一般的に大学の教務の方々は履修登録のシステムでご判断されると思います。</p> <p>また、学生さんには入学直後に卒業要件を満たす事や履修登録に関してはガイダンスされていると思います。</p> <p>現状をそのままご記入されると評価員には理解できますので、ご懸念のような事態にはならないと捉えます。</p>
	<p>提出書類は4セット作成する必要があるかと思えます。エビデンスとして、履修要項や募集要項などを添付させていただき予定なのですが、履修要項・募集要項の冊子も4冊ずつ準備する必要がありますでしょうか？または、該当ページのコピーでよろしいのでしょうか？</p>	<p>4セット必要という意味ですが、1部は事務局に保管するためです。あとの3セットは、評価員が3名で調査に臨みます。それぞれの勤務場所等にて書面調査を行うため、個別に1セットずつを配送しております。ただし、過去のもので、既に残部が乏しい場合なども考えられます。該当箇所のコピーで書面調査が可能と判断されたとすれば、評価員のところに届けるものとして「コピー」が配送されることになることをご確認ください。大きな問題に発展することはないと推測します。</p>
	<p>提出書類の学生便覧についてですが、先日の説明会では、自己点検の項目（教育課程）の中で、紙媒体で配布されているかどうかの確認を行うのご説明がございましたが、データのみ作成し、紙媒体での配布を学生に行っていない場合は、減点されるということでしょうか？ 今年度は紙媒体として作成しておりますので、特に問題はないのですが、次年度はデータでの作成を検討しております。次年度、別学科が受審予定となっている関係もあり、今までの例も含め、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>ご質問にありますように、紙媒体の配布であれば、評価する側においては配布された用紙が確認できると思われれます。電子媒体の場合、方法としては問題ないとは思いますが、判定する側にご提示頂く場合も、同じ様な方法でお伝えいただくか、紙媒体としてお届けいただければ、確認・判定が可能であろうと考えます。</p>
	<p>本学では2023年度の短大全体の第三者評価と重なっており、その準備や実地調査など、リハビリテーション評価機構と時期が重なっております。</p>	<p>審査を一年遅らせることに関しましては、貴学のご判断によるもので、審査を行うJCOREから申しますと受審の「辞退」という表記になるかと思います。そうすると、次年度受審されて、適合されたとしても認定期間に1年の空白期間が生じることになります。加えて、作業療法士養成課程におきましてはWFOT認可を兼ねておりますので、今年度卒業される学生さんは、WFOT認可校の卒業生ではないということになります。ちなみに、昨年度、大学全体の第三者評価とJCORE評価（WFOT含む）を受審された大学がありました。</p>
	<p>WFOTの認証評価と同時に受けることが可能かどうかお知らせください。</p>	<p>JCOREの審査では、作業療法士養成過程の審査を行う際、日本作業療法士協会のWFOT審査を兼ねて実施しております。この審査を受けることにより、日本作業療法士協会と情報共有し、審査し、結果を双方から各々お伝えすることになっております。</p>
	<p>4年制移行に伴い2023年度4学年全てが揃う体制となります。受審は新設校扱いになりますか。</p>	<p>今まで会員校であった場合は、継続校に該当します。新カリキュラムでの対応について提出をお願いします</p>
	<p>留年生が在籍していた関係上、旧カリキュラム学生と新カリキュラム学生とが在籍する年度となっております。受審資料を旧カリキュラムと新カリキュラム2通り用意する必要がありますか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
	<p>事前説明会の中であった「ガイドライン」が機構HP上では確認することができないがどこで確認できるか教えてください。</p>	<p>厚生労働省から発出されたガイドラインのことです。厚生労働省のホームページ等をご確認ください。</p>
	<p>報告書に添付するエビデンスについて、機構として必須と考えている書類等を事前にご提示頂けると大変助かります。</p>	<p>自己点検評価結果の判定基準について、貴学で実施されていること、例えば、会議の議事録や理事会・評議員会資料、あるいは公表されている情報公開に関する資料等がそれらに当たると考えております。</p>
	<p>臨床実習については、最高学年学生の1年次からの実績との説明がありました。先に、配信されたQ&Aでは、様式5-1の回答欄に「この春卒業された学年の1年から4年までの実践」とありました。2023年受審の臨床実習実績はR4年度卒業生の実績を記載するでよいでしょうか。あわせて、臨床実習以外の専任教員および非常勤講師等（兼任）も、R5年度予定を記載する形態でよいでしょうか。</p>	<p>上記様式5の該当箇所を修正させていただきました。ご指摘ありがとうございます。臨床実習については、2023年度に最終学年として在籍する学生のこれまでの臨床実習ならびに今年度の臨床実習にかかる情報として書類をご提出ください。</p>
	<p>受審校対象説明会のスライド資料はいただけるのでしょうか。</p>	<p>大変申し訳ありません。今回は配布資料としておりませんので、受審の手引きならびに本Q&A、それ以外にご質問がありましたら事務局へお問い合わせください。</p>